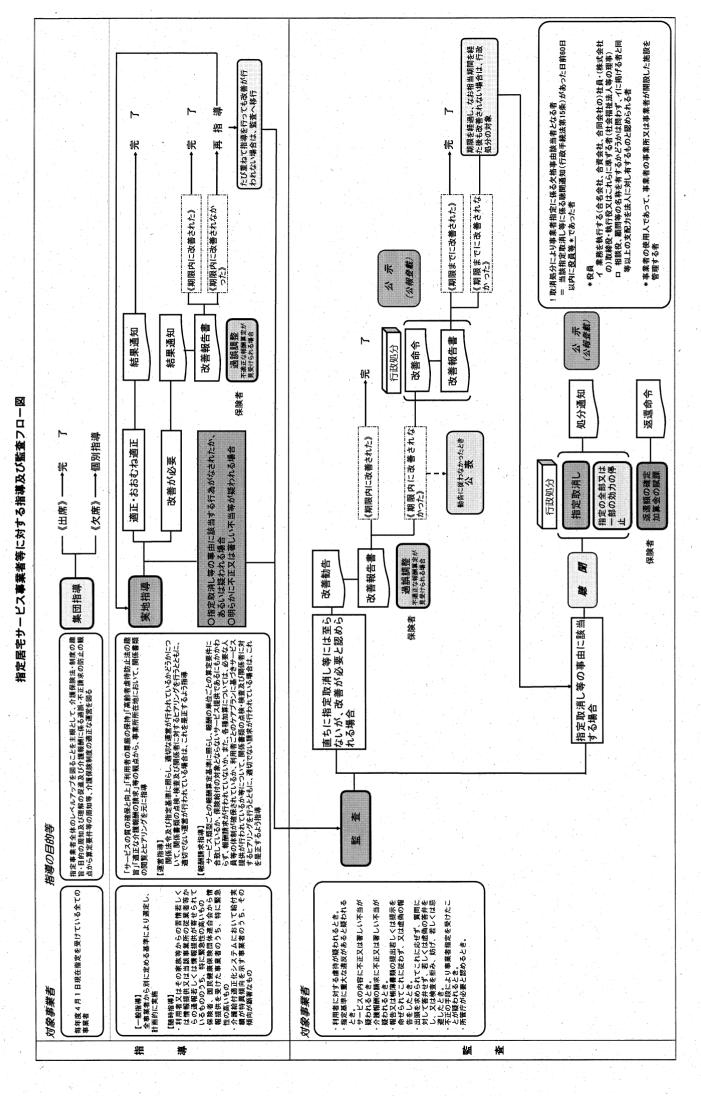
指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査

・指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法・・・・・・・・・27
・指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図 ・・・・・・・・・・28
・指定居宅サービス事業者等の指定の取消し等の規定(介護保険法)・・・・・ 29~40
・令和元年度及び令和2年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例・・41〜43
・業務管理体制の整備に関する届出について・・・・・・・・・・・・・44
・業務管理体制の整備に関する検査について・・・・・・・・・・・・・・45

指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法

所 事 庁 集団指導 集団指導 対象事業者 実施通知 原則として毎年度の4月1日現在指定を受けている ○一定の場所に対象事業者を召集し、講習会方 全ての事業者。ただし、保険医療機関等において介 式により指導 護保険法第 71 条の規定により事業者の指定があっ ○指導内容 たものとみなされた事業者(みなし事業者)を除く。 ・当該年度における指導及び監査の実施方 出 席 法等 ・実地指導における主な指導事項 ・指定等の基準及び介護給付等の算定方法 欠席した事業者に対しては個別に指導すること 介護保険制度の改正等の内容 あり 実地指導 対象事業者 宝地指道 【一般指道】 ○指定事業所又は法人事務所の所在地等にお 全ての事業者の中から計画的に実施 いて、対象事業者から事前又は当日に提出 実施通知 【随時指導】 を受け、又は閲覧に供された書類等を審査 ・利用者又はその家族等からの苦情若しくは情報提供又 するとともに、当該事業所等の管理者等か は当該事業所の従業者等からの通報若しくは情報提供 らヒアリングを行うことにより実施 が寄せられているもののうち、特に緊急性の高いもの ○指導内容 指導実施 ・保険者、国民健康保険団体連合会から情報提供を受け 【運営指導】 た事業者のうち、特に緊急性の高いもの 関係法令及び指定基準に照らし適切な運 ・介護給付適正化システムにおいて給付実績が特異傾向 営が行われているか確認し、適切でない 改善報告 を示す事業者のうち、その傾向が顕著なもの 運営が行われている場合は是正するよう ・利用者等からの苦情が多く寄せられている事業者 指道 ・実地指導の結果、改善が不十分な事業者のうち、再度 【報酬請求指導】 の指導により改善が見込まれるもの 報酬算定基準に照らし 再指導 その他実地指導の必要性があると認められる事業者 ① 報酬の単位ごとの算定要件を満たして を対象に実施 ② 保険給付の対象とならないサービスの 提供及び請求が行われていないか ③ 必要な人員等の体制が確保されている 指定取消し等の事由に該当する行為がなされ か(各種加算及び人員欠如減算等) たかあるいは疑われる場合、明らかに不正若 ④ 利用者ごとのケアプランに基づきサー しくは著しい不当等が疑われる場合又は度重 ビス提供が行われているか なる指導を行っても改善が行われない場合 等について確認、適切でない請求が行われ は、監査を実施 ている場合は是正するよう指導(必要に応 じて過誤調整) 監査 対象事業所 次のいずれかに該当する行為がなされたかあるいは疑 実施通知 実施の根拠法令及び目的、実施日、実施時間、 われる事業者 実施場所、監査担当者等をあらかじめ事業者 ・利用者に対する虐待がある に通知して実施。ただし、緊急を要するもの ・指定基準に重大な違反がある 等については、当日通知して実施 ・サービスの内容に不正又は著しい不当がある 監査実施 ・介護報酬の請求に不正又は著しい不当がある ○指定基準違反等が認められた場合、期限を定 ・報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられても めて基準を遵守すべきことを勧告 従わず、又は虚偽の報告をした ○正当な理由がなく勧告に係る措置をとらな ・出頭を求められても応ぜず、質問に対して答弁せず、 かったときは、期限内にその勧告に係る措置 改善勧告 若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若 をとるべきことを命令 改善命令 しくは忌避した ○期限を経過し、なお相当期間を経た後も改 ・不正の手段により事業者指定を受けた 善されない場合は、指定取消し等の処分対象 改善報告 監査の結果、不正の事実が確認された 場合等は、聴聞手続を経て行政処分 行政処分 【行政上の措置】 指定の取消し又は 指定の全部若しくは一部の効力 の停止 【経済上の措置】 不正受給した介護報酬の返還 及び加算金の徴収(40/100)



指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文 (参照条文を太字で表記)	参 照 条 文
(指定の取消し等)	
第七十八条の十 市町村長は、次の各号のいずれ	
かに該当する場合においては、当該指定地域密	
着型サービス事業者に係る第四十二条の二第	
一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めて	
その指定の全部若しくは一部の効力を停止す	
ることができる。	
一 指定地域密着型サービス事業者が、第七十	第七十八条の二第四項
八条の二第四項第四号の二から第五号の二	第四号の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
まで、 第九号 (第五号の三に該当する者の	第五号 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの※1の規定により罰金の刑に処せられ、
あるものであるときを除く。) 、第十号 (第	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五号の三に該当する者のあるものであると	※1 介護保険法施行令第35条の2
きを除く。)、 第十一号 (第五号の三に該	第五号の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの※2により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執
当する者であるときを除く。) 又は第十二	行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
号(第五号の三に該当する者であるときを	※2 介護保険法施行令第35条の3
除く。)のいずれかに該当するに至ったと	第九号 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係
き。	る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるもの
	であるとき。
	第十号 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係
	る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までの
	いずれかに該当する者のあるものであるとき。
	第十一号 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に
	係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれか
	に該当する者であるとき。
	第十二号申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に
	係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八
	号までのいずれかに該当する者であるとき。
	第五号の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、か
	つ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを
	引き続き滞納している者であるとき。

- 第六号 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの目から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった目前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった目前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 第六号の二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった目前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった目前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 第七号 申請者が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 第七号の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の目前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の目から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 第八号 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

二 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八 第七十八条の二第六項 ずれかに該当するに至ったとき。

- **条の二第六項第三号**から**第三号の四**までのい**│第三号** 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係 る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第一号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
 - 第三号の二 申請者 (認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者の あるものであるとき。
 - 第三号の三 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第一号又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者 であるとき。
 - 第三号の四 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当す る者であるとき。
 - 第一号 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係 る指定の申請者を除く。)が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密差型特定 施設入居者生活介護又は地域密着型介護者人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算し て五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が決人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続決第十五条の規定 による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該 指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者 で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。
 - 第一号の二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密差型特定施設入居者生活介護又は地域密差型介護老人福祉施設入所者生活介護 に係る指定の申請者に限る。)が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型 特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起 算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の 規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、 当該指定を取り消された者が決人でない事業所である場合においては、当該通知があった目前六十日以内に当該事業所の管理者であっ た者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。
 - 第二号 申請者が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知 があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届 出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定 の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
 - 第二号の二 申請者が、第七十八条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第七十八条 の十の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところ により市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの 間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七

十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の 日から起算して五年を経過しないものであるとき。

- 第二号の三 第二号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の 辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由があ る法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理 者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の 辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の 辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- **条の二第八項**の規定により当該指定を行うに 当たって付された条件に違反したと認められ るとき。
- 三 指定地域密着型サービス事業者が、**第七十八 第七十八条の二第八項** 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要 と認める条件を付することができる。
- に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又 は人員について、第七十八条の四第一項の市町 村の条例で定める基準若しくは同項の市町村 の条例で定める員数又は同条第五項に規定す る指定地域密着型サービスに従事する従業者 に関する基準を満たすことができなくなった とき。
- 四 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定 **| 茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例**

- 条の四第二項又は第五項に規定する指定地域 密着型サービスの事業の設備及び運営に関す
 る基準に従って適正な指定地域密着型サービ スの事業の運営をすることができなくなった とき。
- 五 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八**|茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例**

- **条の四第八項**に規定する義務に違反したと認 められるとき。
- 六 指定地域密着型サービス事業者が、**第七十八十第七十八条の四第八項** 指定地域密着型サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を 遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
- 七 指定地域密着型サービス事業者(地域密着型)

介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。)が、第二十八条第五項(第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。第八十四条、第九十二条、第百四条及び第百十四条の六において同じ。)の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

- 八 地域密着型介護サービス費の請求に関し不 正があったとき。
- 九 指定地域密着型サービス事業者が、**第七十八 条の七第一項**の規定により報告又は帳簿書類 の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わ ず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 十 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十八条の七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 十一 指定地域密着型サービス事業者が、不正の 手段により**第四十二条の二第一項本文**の指定 を受けたとき。

第七十八条の七第一項 市町村長は、地域密着型介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この項において「指定地域密着型サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定地域密着型サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第四十二条の二第一項本文 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村(住所地特例適用被保険者である要介護被保険者(以下「住所地特別適用要介護被保険者」という。)に係る特定地域密着型サービスにあっては、施設所在市町村を含む。)の長が指定する者(以下「指定地域密着型サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要

十二 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着 | 介護保険法施行令第三十五条の五各号 型サービス事業者が、この法律その他国民の保 健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定 めるもの又はこれらの法律に基づく命令若し くは処分に違反したとき。

- 十三 指定地域密着型サービス事業者に係る老 人福祉法第二十九条第十六項の規定による通 知を受けたとき。
- 十四 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着 型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不 正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十五 指定地域密着型サービス事業者が法人で ある場合において、その役員等のうちに指定の 取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の 停止をしようとするとき前五年以内に居宅サ ービス等に関し不正又は著しく不当な行為を した者があるとき。
- 十六 指定地域密着型サービス事業者が法人で ない事業所である場合において、その管理者が 指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の 効力の停止をしようとするとき前五年以内に 居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な 行為をした者であるとき。

した費用(地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設 入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費 用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護サ ービス費を支給する。

健康保険法、児童福祉法、栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、 身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、知的障害者福祉法、 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、 理学療法士及び作業療法士法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法、義肢装具士法、 精神保健福祉士法、言語聴覚士法、発達障害者支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、 再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法、難病の患者に対する医療等に関する法律、 公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法

指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文(参照条文を 太字 で表記)	参照条文
(指定の取消し等)	
第百十五条の十九 市町村長は、次の各号のいず	
れかに該当する場合においては、当該指定地域	
密着型介護予防サービス事業者に係る第五十	
四条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期	
間を定めてその指定の全部若しくは一部の効	
力を停止することができる。	
┃ 一 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、	第五十五条の十一第一百
	第四号の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
号の二まで、第九号 (第五号の三に該当する者	
のあるものであるときを除く。)、第十号(第	
五号の三に該当する者のあるものであるとき	
を除く。)、第十一号(第五号の三に該当する	受けることがなくなるまでの者であるとき。
者であるときを除く。) 又は 第十二号 (第五号	第九号 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第
の三に該当する者であるときを除く。)のいず	六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
れかに該当するに至ったとき。	第十号 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第
	五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
	第十一号 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の
	二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。 第十二号 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の
	第十二方 申請有 (打護庁)の総対征対応望共同生活打護に係る指定の申請者に限る。)か、伝人でない事業所で、その管理者が第四方の 二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
	ニル・り角並なりニよく、
	第五号の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、か
	つ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを
	引き続き滞納している者であるとき。
	第六号 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除
	く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を
	経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通
	知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取

り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取 消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス 事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型 介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サ ービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認 められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- 第六号の二 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第百十五条の十九(第二号から第五号まで を除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五 年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定によ る通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定 を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当 該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サー ビス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密 着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予 防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当である と認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 第七号 申請者が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の 規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の十五第二項の規定によ る事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しな いものであるとき。
- 第七号の二 前号に規定する期間内に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の 通知の目前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る 法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年 を経過しないものであるとき。

第八号 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

二 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、**| 第百十五条の十二第四項** でのいずれかに該当するに至ったとき。

- **第百十五条の十二第四項第三号**から**第六号**ま**|第三号** 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第一号又は前三号 のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
 - **第四号** 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第一号の二又は第 二号から第二号の三までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
 - 第五号 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第一号又は 第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。
 - 第六号 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第一号の二 又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

- 第一号 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第百十五条の十九第二号から第五号までの規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。
- 第一号の二 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第百十五条の十九第二号から第五号までの 規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過し ない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があ った日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消さ れた者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの 日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。
- 第二号 申請者が、第百十五条の十九第二号から第五号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 第二号の二 申請者が、第百十五条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第百十五条の十九の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 第二号の三 第二号に規定する期間内に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 三 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、 第百十五条の十二第六項の規定により当該指 定を行うに当たって付された条件に違反した と認められるとき。
- 四 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しく は技能又は人員について、第百十五条の十四第

第百十五条の十二第六項 市町村長は、第五十四条の二第一項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。

- 五 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、 第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- 六 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、 第百十五条の十四第八項に規定する義務に違 反したと認められるとき。
- 七 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。
- 八 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、 第百十五条の十七第一項の規定により報告又 は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられて これに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 九 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の十七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の

茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第百十五条の十四第八項 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第百十五条の十七第一項 市町村長は、地域密着型介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この項において「指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定地域密着型介護予防サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

従業者がその行為をした場合において、その行 為を防止するため、当該指定地域密着型介護予 防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽 くしたときを除く。

十 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、 不正の手段により**第五十四条の二第一項本文** の指定を受けたとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

- 十二 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十三 指定地域密着型介護予防サービス事業者 が法人である場合において、その役員等のうち に指定の取消し又は指定の全部若しくは一部 の効力の停止をしようとするとき前五年以内 に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当 な行為をした者があるとき。

第五十四条の二第一項本文 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用被保険者である居宅要支援被保険者(以下「住所地特例適用居宅要支援被保険者」という。)に係る特定地域密着型介護予防サービスにあっては、施設所在市町村を含む。)の長が指定する者(以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。

介護保険法施行令第三十五条の五各号

健康保険法、児童福祉法、栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、知的障害者福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、理学療法士及び作業療法士法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法、義肢装具士法、精神保健福祉士法、言語聴覚士法、発達障害者支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、 再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法、難病の患者に対する医療等に関する法律、 公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法 十四 指定地域密着型介護予防サービス事業者 が法人でない事業所である場合において、その 管理者が指定の取消し又は指定の全部若しく は一部の効力の停止をしようとするとき前五 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著し く不当な行為をした者であるとき。

条文 (参照条文を大字で表記)

(介護サービス情報の報告及び公表)

第百十五条の三十五第七項 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

参 照 条 文

第百十五条の三十五第七項 都道府県知事は、指 **第四項** 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査 定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支 を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告 の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

第一項 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス(以下「介護サービス」という。)の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

第三項 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

令和元年度及び令和2年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例(大阪府内)

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主な指定取消し・効力停止の事由	根拠規定	経済上の措置
大阪府	指定の取消し (H31. 4. 1)	通所介護	事業開始時より生活相談員2名のうちの1名について虚偽の記載をし、指定を受けた。また、指定後、この生活相談員が勤務している実態もないにもかかわらず、介護報酬を請求した。	第 77 条第 1 項第 9 号	なし
大阪府	指定の取消し (H31. 7. 1)	訪問看護	利用者 A 氏について、主治の医師による指示を受けることなく事業所の判断により指定訪問看護を提供し、平成 29 年 4 月 3 日から平成 31 年 2 月 28 日までの間、当該利用者に係る 376 回分の居宅介護サービス費を不正に請求した。利用者 B 氏について、本件事業所の看護職員が指定訪問看護を提供していないにもかかわらず、当該職員が提供したとし、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 6 月 17 日までの間、当該利用者に係る 267 回分の居宅介護サービス費を不正に請求した。	第77条第1項第4 号及び第6号、 第115条の9第1項 第10号	不正請求に係る 返還額 2,349,859円 (加算金を含ま ず)
大阪府	指定の効力の 一部停止3か月 (R1.8.1~10.31)	訪問介護	サービス提供記録の作成及び整備並びに訪問介護員等の業務の実施状況の 把握について、平成30年の実地指導において指導を受けたにもかかわらず、 これを怠った。	第 77 条第 1 項第 4 号	なし
大阪府	指定の効力の 一部停止3か月 (R1.12.1~R2.29)	訪問介護	サービス提供記録の作成及び整備について、平成 30 年の実地指導において 指導を受けたにもかかわらず、これを怠った。	第 77 条第 1 項第 4 号	なし
大阪市	指定の取消し (R1. 10. 31)	訪問介護	法人代表者であり居宅介護支援事業の管理者兼介護支援専門員が、その立場を利用して、利用者 12 名に対し、平成 29 年 2 月から平成 31 年 2 月までの間、一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのように装い、介護報酬を不正に請求し、受領した。また、その不正を隠ぺいするために、虚偽作成したサービス提供票を虚偽作成する前の情報に書き替え、証拠書類の処分を図った。	第 77 条第 1 項第 6 号	不正請求に係る 返還額 5,965,971円 (加算金を含む)
大阪市	指定の取消し (R1. 10. 31)	介護予防型訪問サービス 生活援助型訪問サービス	介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービスと一体的に運営する指定 訪問介護において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。	第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 6 号	なし

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主な指定取消し・効力停止の事由	根拠規定	経済上の措置
東大阪市	指定の取消し (R1. 12. 1)	訪問介護 (第1号事業 含む)	新規指定の申請に当たり、実際の勤務予定者が1名(管理者兼サービス提供責任者)のみであるにもかかわらず、訪問介護員として実在しない3名分の資格を証する書類(介護福祉士登録証の写し)を不正に作成し、勤務予定者として提出することにより、人員基準を満たしているように装って事業所の指定を受けた。 上記の実在しない訪問介護員のうち1名が退職したとして事業の休止を届け出た後、訪問介護員として更に実在しない1名分の資格を証する書類(介護福祉士登録証の写し)を不正に作成し、新たな勤務予定者とすることで人員基準を満たしているように装って事業の再開を届け出た。	第 77 条第 1 項第 9 号及び第 1 0号 第 115 条の 45 の 9 第 5 号及び第 6 号	なし
忠岡町	指定の効力の 一部停止6か月 (R2.1.1~6.30)	通所介護 (第1号事業 含む)	新規指定申請時に人員基準を満たさないことが明らかであるにも関わらず 人員基準に合わせた虚偽の申請書類を提出し、指定を受けた。 また、処遇改善加算の算定要件を満たしていないにも関わらず不正に加算を 請求した。 監査時において、虚偽申請のつじつまを合わせるために、書類を改ざんした うえ、虚偽の答弁を行った。	第 77 条第 1 項第 6 号、第 7 号、第 8 号 及び第 9 号 第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 2 号及び 第 5 号	不正請求に係る 返還額 50,298円 (加算金を含ま ず)
茨木市	指定の効力の 全部停止3か月 (R1.8.1~10.31)	訪問介護	 ・実地指導に対する改善報告を提出する際、全利用者について自主点検を行いサービス提供記録がない請求を過誤調整するよう指導を受けていたにもかかわらず、複数の利用者について過誤調整及び報告をしなかった。 ・サービス提供記録にサービスを断られた記録があるにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・サービス提供実績の記録がないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・同一利用者に対し別のヘルパー名で同一時刻のサービス提供記録があり、サービス提供者が不明なものについて、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・一人のヘルパーが、同日同時間帯に複数の利用者にサービス提供した記録があり、誰が、いつサービスに入ったか不明でありながら、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・2時間未満の間隔でサービス提供をしたにもかかわらず、所要時間の合算を行わずに、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・身体介護のサービス提供について、算定する時間に満たないものを不正に請求し受領した。 	第 77 条第 1 項第 6 号	不正請求に係る 返還額 464,032円 (加算金を含ま ず)

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主な指定取消し・効力停止の事由	根拠規定	経済上の措置
大阪市	指定の取消し (R2. 4. 30)	訪問介護 (第1号事業 含む)	利用者 20 名について、2017 年(平成 29 年) 1 月から 2019 年(令和元年) 9 月まで間、一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのようにサービス提供票に実績を架空に計上し、介護給付費を不正に請求し受領した。	介護保険法第 77 条 第 1 項第 6 号 第 115 条の 45 の 9 第 6 号	不正請求に係る 返還額 48,239,048円 (加算金を含む)
堺市	指定の取消し (R2. 10. 11)	訪問介護 (第1号事業 含む)	実際には提供していないサービスを提供したかのように虚偽の提供記録等を作成し、介護給付費及び介護予防給付費を請求し、受領した。 実際には行っていない介護職員に対する処遇改善の実績を報告し、介護職員 処遇改善加算を不正に請求し受領した。	第 77 条第 1 項第 6 号 第 115 条の 45 の 9 第 2 号	不正請求に係る 返還額 11,984,377円 (加算金を含む)
東大阪市	指定の効力の 全部停止6か月 (R3. 2. 1~7. 31)	訪問介護 (第 1 号事業 含む)	 ・複数回にわたり、実際には提供していないサービスについて、サービス提供 記録等の書類を作成したうえ、その報酬を不正に請求し、受領した。 ・一部の利用者について同一建物減算を適用せず報酬を不正に請求し、受領した。 ・指定に係る事業所とは別に所在する施設内に事業所としての実体を有するサービス提供の拠点を設け、当該施設に居住する利用者に対し、同所を拠点としてサービス提供を行った。 	第 77 条第 1 項第 6 号及び第 10 号 第 115 条の 45 の 9 第 2 号及び第 6 号	不正請求に係る 返還額 1,835,363円 (加算金を含む)
柏原市	指定の取消し (R2. 8. 31)	訪問介護 (第1号事業 含む)	令和元年11月8日より実施した監査において、法人代表者に帳簿書類その他の物件の提出を求めたが、これに従わなかった。 監査において、市から事実確認をするために再三連絡をしたが、これに応じず、事業所の営業の所在を不明な状態にし、監査の進行を妨げた。	第 77 条第 1 項第 7 号及び第 8 号 法第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 6 号	なし

令和3年4月1日から 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る 届出書の届出先が一部変わります

指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者にかかる届出先について、 原則**都道府県知事から中核市の長へ変更**となります。

なお、この法改正に伴う、届出書の提出は必要ありません。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第26号)により介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正されました。

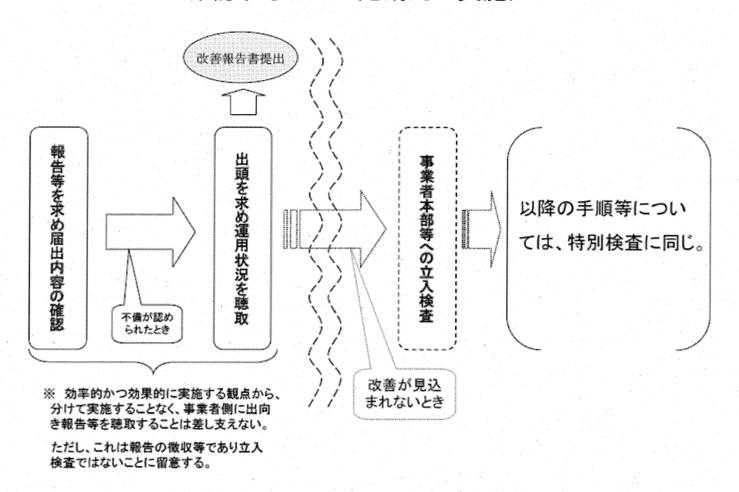
	区分	届出先 (現行)	届出先 (令和3年4月1日以降)
1	指定事業所が三以上の地方厚生局 管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
	指定事業所が二以上の都道府県に 所在し、かつ、二以下の地方厚生局 管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の 都道府県知事	主たる事務所の所在地の 都道府県知事
3	指定事業所が同一指定都市内にの み所在する事業者	指定都市の長	指定都市の長
4	指定事業所が同一中核市内にのみ 所在する事業者 (※)	都道府県知事	中核市の長
5	所在する事業者 (※)	都道府県知事 市町村長	中核市の長 市町村長

(※)指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く(届出先は都道府県知事のまま)



厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

【一般検査】(届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を 確認するために定期的に実施)



【特別検査】(指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施)

